

鬼北町民間賃貸共同住宅整備促進事業
事業者の公募について

この事業は、民間事業者等による賃貸共同住宅の整備等により、良質な賃貸共同住宅の供給拡大を図り、若者や子育て世代等の移住及び定住を促進することを目的とします。

【事業対象住宅】

- 事業対象：1棟3戸以上の賃貸共同住宅。
- 床面積：住宅1戸当たり壁芯間の寸法で、25㎡以上。
(廊下、階段、エレベーター等の共有部分を除く。)
- 各戸に玄関、水洗便所、浴室、台所及び給湯設備を設置。
- 駐車スペース：原則1戸当たり車1台以上を確保。

【対象経費】

- 補助対象住宅の新築に係る建物本体工事に要する経費
(消費税及び地方消費税を除く。)

【対象外経費】

- 公共事業の施行に伴う補償費の対象となる工事
- 駐車場、門、塀等の外構工事
- 補助金の交付が適当でないと認められる工事

【補助金の額】

- **町内業者**の施工により新築工事を行う場合
査定事業費の2分の1以内、1棟当たりの**限度額 1,200万円**
- **町内業者以外**の施工により新築工事を行う場合
査定事業費の2分の1以内、1棟当たりの**限度額 800万円**



【公募について】

- 町内に賃貸共同住宅の整備を行う個人、または法人が対象。
(※過去に本補助金及び同様の補助を利用した者を除く。)
- 受付期間は令和7年5月1日～5月30日
(※受付終了後、事業対象者の抽選を予定。)
- 申込書、事前協議書及び必要書類は鬼北町HPをご確認ください。
(※令和7年5月1日より公開予定。)
- この事業は、予算の成立を条件に実施をするものであるため、事業予算が成立しなかった場合は中止する等の可能性がありますので、予めご了承ください。

【お問い合わせ】

鬼北町役場 企画振興課 地域活力創出係 0895-45-1115 (内線2212)